

# 随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	一般国道3号伊敷脇田地区電線共同溝通信系引込連系管路工事
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鹿児島国道事務所長 瀬戸 祐介 鹿児島県鹿児島市浜町2番5号
契約締結日	令和 8年 3月16日
契約の相手方の 氏名及び住所	NTTインフラネット(株) 九州事業部
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥76,228,900-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥0-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

## 随意契約理由書

1. 件名 : 一般国道3号伊敷脇田地区電線共同溝通信系  
引込連系管路工事
2. 履行場所 : 自 鹿児島市伊敷8丁目3202番3  
至 鹿児島市伊敷3丁目606番1
3. 随意契約の相手方 : 名称 NTTインフラネット株式会社 九州事業部  
住所 福岡市博多区東比恵2丁目3番7号  
電話 092-432-3900
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由

- 1) 当該工事の目的

電線共同溝は、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線を收容するために道路管理者が道路の地下に設ける施設であり、当該工事は、民地への電線の引込のための管路のうち道路区域内に引込管路を設けるものである。

また、電線共同溝に收容された電線と周辺の架空線等の電線を結ぶために必要な管路のうち、電線共同溝整備道路区域内に連系管路を設けるものである。

- 2) 当該工事の内容

当該工事は、電線管理者が道路区域外で行う引込及び連系設備装置と一体となって道路区域内の引込及び連系管路を設置するものである。

- 3) 随意契約に付する理由

本工事の施工にあたっては、隣接の民地内の宅内引込みと接続するための管路及び道路区域内の連系管路から道路区域外の連系設備まで設置することから、NTTインフラネット株式会社九州事業部が管理する電線に直接影響することとなり、電線に関する事故が発生した場合、与える被害は周辺家屋のみに留まらず、広範囲にわたる可能性があり、迅速且つ専門的な対応及び管理・監督が必要となる。

以上のことから、本工事を的確で円滑に履行するためには、一体として行うべき道路区域外の施工に責任を有する当該電線管理者のNTTインフラネット株式会社九州事業部が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本工事は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、NTTインフラネット株式会社九州事業部と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

管理第二課長

